

# オープンカウンター説明書

このオープンカウンター説明書には、千葉県警察が発注する調達契約に関し、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）に定めるもののほか、オープンカウンター（公開見積り合わせ）に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項が示されています。

## 1 オープンカウンターに付する事項

オープンカウンターとは、相手方を特定せずに、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積り合わせをいいます。

案件は、オープンカウンターの募集（オープンカウンター実施要綱別記第1号様式）の内容で随時に公開します。

## 2 参加に必要な資格

オープンカウンターに参加する者は、次に定める要件を全て満たす者とします。

なお、物品の性質により、地域要件等の参加資格要件が加わることがあります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等」に基づき、物品等入札参加資格適格者名簿(物品)に登録されている者であること。
- (3) オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、「物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等」に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」に基づく指名停止及び「物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領」に基づく入札参加資格除外措置並びに県との取引制限措置を受けている日が含まれないこと。

## 3 案件の公開

オープンカウンター案件の公開は、原則として週1回（木曜日公開。ただし、必要に応じ火曜日を加えた週2回公開。）とし、千葉県警察ホームページに掲載します。ただし、公開する案件がない場合又は閉庁日にあたる場合は、公開しません。

## 4 見積書の提出

- (1) 見積書は、オープンカウンター見積書（オープンカウンター実施要綱別記第2号様式。以下「見積書」という。）により作成し、オープンカウンターの募集に記載されている見積書提出先まで提出願います。

なお、案件により内訳書（品名、数量、単価、単位、金額がわかるもの）の添付を指示している場合は、見積書とあわせて提出してください。

- (2) 見積書には、次の事項をもれなく記載してください。

ア 見積書作成年月日

イ 宛名（職 氏名） 例、千葉県知事 ○○○○

ウ 見積参加者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）。ただし、代理人が見積りする場合は、代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代理人の職氏名）

\* 代理人による見積書の場合は、委任状を添えてください。

エ 入札参加資格決定番号

オ 担当者の氏名及び電話番号

カ 案件番号及び案件名称

キ 見積金額

(3) 契約種別が、単価契約又は複数単価契約のものにあつては、募集した数量を予定数量に読み換えるものとします。

(4) 見積参加者又はその代理人は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた金額で見積もるものとします。また、契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率適用案件については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって決定価格としますので、見積り参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積り金額の110分の100（軽減税率適用案件については108分の100）に相当する金額を見積書に記載してください。また、契約種別が総価契約の場合は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率適用案件については100分の8）に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

(5) 見積書は、案件を公開した日から起算して7日目（閉庁日を除く。）の午後5時を提出期限とします。

(6) オープンカウンター参加者は、見積書を直接持参するか、郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により提出してください。これ以外の方法による提出は認めません。また、見積書の作成及びその送付に要する費用は、オープンカウンターに参加する者が負担することとします。

なお、見積書を直接又は郵便等により提出する場合は、封筒に入れ封かんし、封皮に「見積書在中」と朱書きし、氏名（法人の場合は、その商号又は名称）、案件番号（例：物品－001）及び案件名称を明記してください。また、郵便等により提出する場合は、二重封筒とし、外封筒の封皮に「見積書在中」と朱書きをお願いします。

(7) 見積り参加者は、本説明書及びオープンカウンターの募集を熟覧し、見積書を提出願います。また、当該調達の仕様等について疑義があるときは、担当係までお問い合わせ願います。

見積書の提出後、当該調達の不知又は不明を理由とした異議の申し立ては受け付けません。

(8) 見積参加者は、見積書の記載を誤った場合は、見積書を再作成し提出してください。

(9) 提出した見積書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## 5 見積書の比較

見積り合わせは、見積書提出期限の翌開庁日に行います。

- (1) オープンカウンターによる見積り合わせにおいて、予定価格に達しないときは、原則として2回、再度オープンカウンターを行います。その場合は、改めて指定する提出期限までに、見積書を提出していただきます。ただし、見積書が無効となった者は、再度オープンカウンターには参加できないものとし、2回の再度オープンカウンターによる見積り合わせで予定価格に達しないときは、最低価格で見積もった者から再度見積書の提出を求めます。
- (2) 見積り合わせにおいて、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者が2名以上いた場合は、見積参加者又は調達に関係しない職員に立会いを求め、くじ引きで決定します。

## 6 無効の見積書

次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載に不備があるもの
- (3) 所定の様式に従わないもの
- (4) 同一人による見積額が2通以上あった場合その全て
- (5) 見積参加者が協定をして見積もったもの
- (6) 案件番号及び見積額の記載がないもの
- (7) 担当者氏名及び電話番号の記載がないもの（ただし押印省略時のみ適用）
- (8) 金額訂正をしたもの
- (9) 錯誤により提出されたと認められるもの
- (10) 誤字又は脱字等により意思表示が明確でないもの
- (11) 提出期限までに到達しなかったもの
- (12) その他見積りに関する条件に違反したもの

## 7 契約相手方の決定と結果の公表

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方として決定し、契約の相手方と決定された者に対し、速やかに連絡します。
- (2) オープンカウンターの結果は、千葉県警察ホームページに契約の相手方決定後に公表します。
- (3) 前(2)において公表する事項は、案件番号、案件名称、契約の相手方の氏名及び決定金額となります。
- (4) 千葉県警察ホームページにおける結果の公表以外は、オープンカウンターの結果に関する照会には、見積参加の有無にかかわらず応じないものとします。

## 8 同等品による参加

- (1) オープンカウンターの募集に参考品を提示している場合は、参考品以外の同等品による見積参加を認めます。
- (2) 同等品による見積参加を希望する場合は、見積書提出前に同等品による参加を申し出たうえ、承認を得なければなりません。

- (3) 同等品による参加の申し出は、同等品申請書（オープンカウンター実施要綱別記第3号様式）により、当該案件の公開日から起算して3日目（閉庁日を除く。）の午後5時までに、持参、郵便等又はファクシミリによりオープンカウンターの募集に記載されている見積書提出先に申請することとします。
- (4) 同等品による参加の申し出があった場合は、当該公告の公開日から起算して5日目（閉庁日を除く。）までに、承認の可否を申請者に連絡するものとします。
- (5) 同等品の申請内容に虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様を満たしていないことが判明した場合には、当該仕様（オープンカウンター募集）に瑕疵が認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとします。

## 9 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を千葉県（以下「県」という。）に納めなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者として履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (4) 契約の履行が確実な相手方と契約を締結する場合において、契約金額が100万円を越えないとき、又は契約の性質により契約保証金を徴する必要がないとき。

なお、契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもってこれに代えることができます。この場合、国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは額面金額の10分の8以内（確実と認められる金融機関が振り出した小切手にあつては、小切手金額）をもって換算します。

## 10 契約の締結

見積書の提出後、契約の相手方として通知を受けたときは、速やかに契約を締結し、その履行を開始しなければなりません。また、契約書の取り交わしについては、契約の相手方の決定の際に別途示します。

## 11 遅滞金

契約の相手方が履行期限内に合格品を納入できないときは、その理由を明らかにして、書面により履行期限の延長を願い出すことができます。履行期限の延長が承認された場合は、契約の相手方は、遅滞金を支払わなければなりません。遅滞金はその履行期限の翌日から履行した日までの日数につき、納入未済部分に相当する金額（単価契約にあつては未納物品の数量に契約単価を乗じた額）に、この契約締結時点における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率を乗じて計算した額とします。ただし、延長の理由が天災等のやむを得ない理由の場合は、この限りではありません。

## 12 その他

- (1) 見積書等提出書類を作成する際に、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記具は絶対に使用しないでください。
- (2) 調達案件の相手方を決定するために必要と認める場合は、見積参加者に対して追加資料の提出を求めることができます。
- (3) 調達案件に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 都合によりオープンカウンターの途中で、これを中止する場合があります。

別記

第1号様式

### オープンカウンターの募集

案件番号	
------	--

では、次のとおり見積を募集します。

案件	契約種別	
	案件番号	
	案件名称	
発注所属		
契約予定日		年 月 日
納入期限		年 月 日
納入場所		
見積書 提出先等	1 見積書提出期限 年 月 日 午後5時 2 提出先 郵便番号 住所 名称 オープンカウンター見積書は、上記提出先まで持参又は郵便等により提出してください。ただし、郵便等で提出する場合は、提出期限を過ぎて到達したものについては、受付できませんので注意してください。	
契約予定者 決定方法及び 結果の公表	1 正当な見積書の提出者のうち、予定価格の範囲内で最低価格申込者を契約予定者とする。 2 契約の相手方が決定次第、速やかに千葉県警察ホームページにおいて公表する。	
担当及び 連絡先	担当 電話番号	

続紙

オープンカウンターの募集

案件番号	
------	--

	品名	数量	単位	規格又は同等品等
見積物件				
特記事項				

注 オープンカウンター見積書提出時は封筒に入れて、封筒表面下部に案件番号を記載してください。

# オープンカウンター見積書

年 月 日

様

所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
(年間代理人)

入札参加資格決定番号 1 - - - -  
担当者氏名  
電話番号 ( )

下記のとおり見積いたします。

案件番号 \_\_\_\_\_

案件名称 \_\_\_\_\_

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円		

消費税及び地方消費税を含まない。

(注) 金額は算用数字で記入し、頭部には¥をつける。



年 月 日

様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

### 同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

1 申請者に係る事項

資格決定番号		1 - - - -
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	

2 同等品申請に係る事項

案件番号		案件名称	
品 名	参 考 品		同 等 品

注

- 1 本書は、参考品以外の同等品を申請する場合に、指定の期日までに提出すること。
- 2 同等品として申請する物品のカタログ等を添付すること。